

屋外広告物法第7条第4項に基づく保管及び処分公告

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき、禁止物件（兵庫県屋外広告物条例第5条第1項及び2項）に表示されていた広告物等の保管について、次のとおり公告する。

令和8年(2026年)2月5日

宝塚市長 森 臨太郎

記

保管した広告物等の種類及び数量	はり札	立看板	広告旗	
	2	0	0	
保管した広告物等が表示されていた場所	小浜、星の荘			
広告物等を除却した日	令和8年2月3日			
広告物等の保管を始めた日	令和8年2月3日			
広告物等の処分をする日	令和8年2月19日			
広告物等の保管場所	宝塚市東洋町1-1			
返還を求める場合の連絡先	宝塚市役所都市整備部都市計画課 電話 0797-772088			